

投票日当日の横越町内地区別投票所：8か所（午前7時～午後8時）

小杉・平山地区  
第5投票所 小杉地区コミュニティセンター

上町・中央・東町・いぶき野・大字横越・十二前地区  
第1投票所 横越町中央公民館

藤山・駒込・うぐいす地区  
第6投票所 藤山会館

沢海地区  
第2投票所 横越町農村環境改善センター

阿賀野地区  
第7投票所 焼山集落センター

木津・木津工業団地地区  
第3投票所 木津農業構造改善センター

川根町・茜ヶ丘地区  
第8投票所 サンウィング横越

二本木地区  
第4投票所 横越勤労者体育センター

# 新潟県知事選挙

投票日は10月17日(日)、投票所は町内8か所

期日前投票は10月16日(土)まで、投票所は役場2階

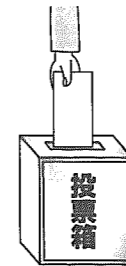
## 投票できる人

次の年齢及び住居要件を満たす人は、名簿に登録され、投票することができます。

- ◆年齢要件  
日本国籍で満20歳以上の人
- ◆住居要件  
平成16年6月29日以前に横越町に住居登録された人。  
平成16年6月30日以降に県内の市町村から横越町へ転入した人は、転入前の市町村で投票できます。

## 投票方法

新潟県知事選挙では、投票方法は一つです。  
投票用紙に候補者名を書いて、投票箱に入れてください。



## 期日前投票制度

選挙日当日、投票所へ行くことができない人は、事前に投票することができます。

- ◆期間  
10月1日(金)～10月16日(土)
- ◆時間  
午前8時30分～午後8時
- ◆場所  
横越町役場 2階 中会議室

期日前投票では、投票用紙へ記載した後、投票用紙を直接投票箱へ入れます。以前の不在者投票に比べ、投票方法が簡単になりました。

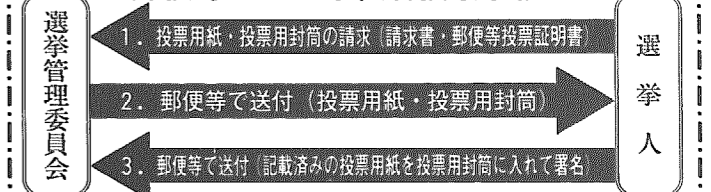
入場券到着後は、入場券をお持ち下さい。入場券はハガキで世帯ごとに郵送します。

## 郵便等によって不在者投票ができる人

次のいずれかに該当する人で、あらかじめ選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けている人です。

- ①身体障害者手帳に次のいずれかの障害が記載されている人
  - 両下肢、体幹、移動機能の障害 ……1級・2級
  - 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害 ……1級・3級
  - 免疫の障害 ……1級～3級
- ②戦傷病者手帳に次のいずれかの障害が記載されている人
  - 両下肢、体幹の障害 ……特別項症～第2項症
  - 内臓機能の障害 ……特別項症～第3項症
- ③介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されている人

## 郵便等による不在者投票手続き



## 身体障害者等の郵便等による不在者投票

身体に重度の障害のある人などは、自宅で投票する「郵便等による不在者投票制度」があります。この制度により、投票する人は、あらかじめ選挙管理委員会に身体障害者手帳などを添えて「郵便等投票証明書」(7年間有効)の請求をして下さい。「郵便等による不在者投票」投票用紙の請求期限は10月13日(水)です。十分に時間的余裕を持って手続きをして下さい。

## 指定病院などの不在者投票

県選挙管理委員会の指定するおおむね50床以上の指定病院等に入院している人は、病院等で投票することができます。病院長等に申し出て下さい。期日前投票ではなく、不在者投票になります。詳しくは、横越町選挙管理委員会事務局(役場総務課内)へお問い合わせください。☎385-2111